

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

一般財団法人食品産業センター
会長 小瀬 昉

「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」中間とりまとめについて

平素より食品産業に対し格別のご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当センターは、食品産業界における唯一の業種横断的団体として、食品産業界の意見を集約・調整し行政や関係団体に要請・提言を行うとともに、関連施策の業界への浸透を図るなど、食品産業界の共通の課題解決に向けて取り組んで参りました。

厚生労働省におかれましては、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、HACCPの制度化による我が国の食品衛生管理の国際標準化を進めるための制度の枠組み等について検討してこられました。本検討会には、当センターから構成員を派遣し、食品産業界を代表する立場から議論に参加させて頂き意見を述べて参りました。

当センターといたしましては、従来より、HACCPが食品衛生管理の優れた手法であることから、特に中小事業者を中心にHACCPの普及に向けた各種取り組みを積極的に進めてきましたが、中小事業者において導入が進んでおりません。一方、諸外国においてHACCPに基づく衛生管理の制度化が進められていること、我が国食品産業の国際化が急速に進展していること等を踏まえると、中小零細事業者の実行可能性を十分踏まえた制度化の検討が必要であると考えております。

以上の観点から下記の点について要請しますので、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 食品等事業者等関係者全体に対して、HACCP制度化の必要性と目的について十分説明し、認識の共有化に努めること。

現在、検討会の検討内容が地方を含めて関係者全体に十分に伝わり理解・共有されている状況にあるとは言えません。特に、制度化の必要性と目的について、厚生労働省、農林水産省、地方自治体等において、食品等事業者等関係者に継続して説明し、認識の共有化を図ることが、事業者が主体的に取り組むために不可欠です。

2. 業種・業態の実態を踏まえ中小零細事業者が実行可能な制度とすること。

(1) 第1回検討会で示された「主な検討事項」の「(1)HACCPを制度化するための具体的な枠組み」の中の「対象食品の範囲、対象事業者の規模」については、事業者ヒヤリングにおいて従前から認識されている中小零細事業者のHACCP導入の難しさが改めて報告される中で、制度化に当たっては中小零細事業者に対し特段の配慮が必要であるとの意見が多数出されました。

こうした実態を踏まえ、基準Aを原則としつつ、それが難しい一定規模以下の事業者や特定の業種については、基準Aよりも弾力的な運用を可能とする基準Bを適用する案が検討され、「中間とりまとめ」では小規模事業者を含む全ての規模の事業者を対象にするとされています。しかしながら、基準Bの具体的な内容が、HACCPが制度化されている海外の弾力的運用の参考例が示されるに止まっており、具体的に議論されていない現段階では、全ての事業者を対象に制度化できるかどうか、食品業界として判断できません。

したがって、「対象食品の範囲、対象事業者の規模」については、本検討会終了後も引き続き、基準A、Bの具体的な内容や、監視指導の具体的な仕組みをはじめ「中間とりまとめ」の「IV 制度化に向けた今後の課題」に列挙された課題の検討と平行して、各業種・業態の実態と中小零細事業者の実行可能性を踏まえ、総合的に検討する必要があります。

(2) また、基準Bについては、小規模事業者が実行可能なHACCPの弾力的運用とともに、事業者ヒヤリングでも多くの指摘があった一般衛生管理の重要性に鑑み、一般衛生管理の確実な実施に重点を置いた内容とする必要があります。

3. 監視指導に当たり、民間による認証を活用すること。

監視指導に当たり、事業者が基準A、Bとの同等性が確認されている民間認証を取得している場合には、その資料や監査結果を活用することはもとより、事業者負担の軽減や制度運用コスト低減を更に進める観点から、国が一定の基準に基づき認定した民間認証機関が監視指導業務の一部を担う方式の導入を検討願います。

4. 「IV 制度化に向けた今後の課題」に列挙された課題については、特に中小零細事業者が制度化に対応するために必須の事項であり、現場の実態及び事業者の意見を十分に踏まえ検討すること。

特に、以下の4点に留意願います。

(1) 基準B向けの「手引書」を業界団体が策定することは、事業者がその実態や現状を踏まえた衛生管理計画を作成するために重要と考えていますが、業界団体の体制の現状を踏まえ、厚生労働省におかれては分野横断的なガイダンスを示すだけでなく、例えば危害要因分析や管理基準設定等に必要となるデータベースの提供等、業界団体が必要とする支援・協力をお願いします。

- (2) 従来より、中小零細事業者のHACCP導入が困難な最大の理由の一つとして、現場で具体的に指導・支援する人材(内部・外部いずれも)の不足が強く指摘されています。こうした現状から、「現場のニーズにあった人材の育成」について、官・民協力して具体的施策に向けた検討が必要と考えます。
- (3) 特に「Ⅲ HACCPの制度化のあり方」の「1 具体的な枠組み (4)監視指導」の「施行時における基準Bの導入については、事業者に対して重点的な指導・助言を行う必要がある」の実行に当たっては、事業者の個別事情を的確に踏まえた丁寧な指導が求められており、導入後のフォローを含めて、監視指導のレベル・運用にバラツキがないように、食品衛生監視員の資質の向上に取り組んで頂くようお願いいたします。
- また、限られた人数での対応が十分かつ円滑に行われるために、業界団体等の関連民間機関との連携・協力や民間人材の活用も視野に入れた体制強化をお願いいたします。
- (4) 十分な準備期間の設定とその間の計画的な指導・支援が必要であることは言うまでもありませんが、その中で、事業者ヒヤリングでその必要性が多く提起された「段階的導入」について、基準A、Bいずれの適用事業者においても検討頂きたい。基準Aが適用される比較的大きな規模においても導入が難しい事業者は少なからず予想され、例えば、最初は基準Bに対応しその後計画的に基準Aへの対応を図るといような進め方を検討願います。

以上